

平成27年11月24日

## 市の施設使用料の引下げを求める決議に関する請願書

上越市議会  
議長 佐藤 敏 様

請願者 上越市大潟区雁子浜284  
くびき野地域問題研究会  
会長 後藤紀一

紹介議員

.....

.....

.....

.....

.....

.....

# 市の施設使用料の引下げを求める決議に関する請願書

## 一 請願の要旨

10月から多くの市の施設で使用料が引き上げられました。

市民からは、「一挙に5割も使用料が上がって、負担が大きい」「こんな急に高くなつては、活動の縮小も考えなくては」といった切実な声が上がっています。

市は、「利用する人から負担していただく使用料などを維持管理経費に充てているが、多くの施設では、このうち使用料で賄われる額が1~2割程度で、残りの多くの経費は、施設を利用しない人を含む市民全体の税金で負担している」としています。

しかし、実際の維持管理費と使用料の関係は非常に不透明であり、「多くの経費が税金でまかなわれている」とする根拠は不明です。

昨年、市が示した11月14日現在の「使用料改定料金の試算」によりますと、各施設の昨年までの使用料と維持管理費との対比では、施設ごとに多寡はあるものの、貸館施設に限っても、その単純平均はなんと約406%であり、「多くの経費が税金でまかなわれている」どころか、「必要経費の4倍もの使用料を徴収している」のが実態です。(添付資料参照)

今回の引き上げは、「経費よりもはるかに高い使用料」はそのままにして、「経費よりも安い使用料」を引き上げたものであり、まったく理解できるものではありません。

また、そもそも、市の主張する「施設利用者から応分に負担していただく『利用者負担の適正化』の考え」は、公共施設の維持管理費コストを、利用する市民の負担でまかなおうとするものであり、考え方自体が大きな問題です。

公共施設の使用料の設定は、その施設の設置目的を勘案した上で行うべきものであり、決して、「受益者負担の適正化」といった狭い視点で考えるべきものではありません。つまり、使用料は財政上の必要性からのみ見るのではなく、施設の設置目的を踏まえ、徴収する場合でも市民の利用の妨げとならない金額の水準を維持することが必要です。

当市の施設の設置目的を逐一考えると、自主的な市民活動や地域コミュニティの維持を保障する拠点であるか、市民の健康増進や文化活動の推進に資するものであるなど、すべて市民の健康で文化的な生活を支える重要な意義を持っており、市民に施設利用の機会を提供することは、まさに行政の本来的任務である市民サービスの重要な要素です。したがって、単純に維持管理費を利用者に負担させるべきものではありません。まして、維持管理費よりもはるかに高い使用料を徴収するなどということは許されることではありません。

また、使用料改定に関する市の説明には、施設を利用する市民の立場に立った言及は一切見られず、市民の思いを無視したかのような主張になっていることも問題です。

市議会におかれましては、こうした事実と理念を踏まえ、今年度行われた「市の施設の使用料の改定」について、行政に再考を促し、真に市民が利用しやすい使用料になるよう引き下げを求めることを決議されますようお願いいたします。

## 二 請願事項

上越市の施設の使用料の引き下げを行政に求めるよう決議すること。